

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び申立人X2（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

- 損害項目 ① 避難費用（交通費）  
② 避難費用（宿泊費）  
③ 避難費用（面会交通費）  
④ 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）  
⑤ 生活費増加費用（ペットの検疫費用等）  
⑥ 精神的損害

期 間 平成23年3月11日から同年8月31日まで

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、533,220円の支払義務があることを確認する。

（内訳）

- ① 避難費用（交通費） 122,820円  
② 避難費用（宿泊費） 30,160円  
③ 避難費用（面会交通費） 156,540円  
④ 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分） 90,000円  
⑤ 生活費増加費用（ペットの検疫費用等） 53,700円  
⑥ 精神的損害 80,000円

### 3 既払い金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第2項の金員のうち、金160,000円を支払い済みであることを確認する。

### 4 支払方法

（省略）

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 6 清算

申立人と被申立人は、第1項①ないし⑤の損害項目（ただし、同項の期間

に限り、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年1月26日

(仲介委員 尾野恭史)